

草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を
定める規則

令和８年８月２６日

規則第８４号

草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例（令和８年草津市条例
第１５号）付則第２号に掲げる規定の施行期日は、令和８年９月１日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。